

特別徴収義務者 様

愛媛県西条市

市県民税特別徴収について

市県民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご協力いただきありがとうございます。

貴所従業員の方の市県民税を別添のとおり決定し特別徴収をお願いすることになりましたので、次の「特別徴収事務取扱要領」をご参照のうえよろしくお願いいたします。

なお、特別徴収に関して市に提出していただく各様式において、個人番号・法人番号の記載が必要なものがございます。各様式の記載欄をご確認のうえ、適切に記載していただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要領

1. 納税義務者への通知書交付

- ① 親展と記載のある、同封の「特別徴収税額の決定（変更）通知書」（納税義務者用）をミシン目で切り離し各人に交付してください。
- ② 転勤・退職等により交付できない通知書がある場合は、【P9】の「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を添えてお返してください。
- ③ 今回通知のない方のうち、新たに特別徴収できる方がいらっしゃる場合には、【P8】の「市県民税特別徴収への切替連絡票」に必要事項を記載のうえ、すみやかに提出してください。

2. 徴収税額の異動処理

税額の変更通知を受けた時は「特別徴収税額の変更通知書」（納税義務者用）を本人に交付し、その変更された月割額によって徴収してください。

3. 月割額の徴収方法

「特別徴収税額の決定（変更）通知書」（特別徴収義務者用）による月割額を6月分から翌年の5月分まで順次各月の給与を支払う時に徴収してください。

4. 月割額の納期限・納付方法

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を「納入通知書」により徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

退職や税額変更等で特別徴収税額が変更になった場合は、【P4】の【納入金額変更時の納入通知書の記入例】により変更した額を記入して納めてください。

5. 納税義務者の退職・転勤等があった場合

- ① 納税義務者が年途中で退職・転勤等をして、徴収できなくなった場合は、すみやかに【P 9】の「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。
【P 10】の「異動届出書の書き方」を参照してください。
- ② 6月1日から12月31日までに退職されると、普通徴収（6月・8月・10月・1月の年4回納期）に変更になり特別徴収で未徴収となった税額を普通徴収の残りの納期で納税義務者本人に納めていただくことになります。
- ③ 6月1日から12月31日までに退職し、納税義務者から一括徴収の申し出があった場合には一括徴収し納入してください。
- ④ 退職される方の未徴収税額については、退職後収入が無くなってから、ご自分で納税をしていただくことになっています。

しかし、長期間特別徴収制度に慣れた納税義務者は、市県民税は給料から天引きされ、それで完納するものと誤解されている方が多いようです。

つきましては、12月31日までに退職される方についても、市県民税のしくみをご説明いただくとともに一括徴収をお勧めくださいますようお願いいたします。

なお、翌年1月1日以降退職される方の未徴収税額については必ず一括徴収してください。

6. 納期限までに納入しなかった場合

①督促手数料

納期限までに完納しない場合は督促状を発送し、督促状1通について100円を徴収します。

②延滞金

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額又はその納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）を乗じた金額の延滞金（その端数金額が100円未満である場合又はその金額が1,000円未満である場合は、これを切り捨てる。）が加算されます。

ただし、各年の*「延滞金特例基準割合」が年7.3%に満たない場合は、年14.6%の割合にあつては、延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合、年7.3%の割合にあつては、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%）を乗じた金額とします。

*「延滞金特例基準割合」

延滞金特例基準割合とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均に年1%の割合を加算した割合をいいます。

7. 退職所得に係る市県民税の特別徴収について

- ① 退職手当等の支払者は、一般の特別徴収と区分して退職所得にかかる市県民税を特別徴収していただくことになっています。特別徴収すべき税額は「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参照してください。（「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」はご連絡いただければお送りいたします。）
- ② 退職した人が退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有する市区町村に、徴収した月の翌月10日までに「納入申告書」にて納入してください。【P4】の「○退職所得にかかる市県民税を納入する場合」を参照してください。
- ③ 令和4年1月1日以降の退職所得に係る市県民税額の算出方法が変更されていますのでご注意ください。

8. 特別徴収（給与天引き）するうえでのご注意

徴収月とは実際に給与を支払う日の属する月をいい、計算の根拠となる月ではありません。

したがって、例えば6月に働いた給与を7月に支払った場合に、給与から徴収（給与天引き）をする税額は、7月分（8月10日納期限分）として通知した税額になります。

9. 特別徴収義務者の名称等の変更

事業所の名称や住所に変更があった場合は、すみやかに【P7】の「特別徴収義務者名称等変更届出書」を提出してください。

10. 納期の特例について

給与等の支払いを受ける者が常時10名未満の事業所は、納期を年2回にできる特例があります。希望される場合は【P6】の「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。（裏面の記載事項にご留意ください。）

11. 用紙の使用について

各用紙はコピーして使用していただくか、西条市のホームページよりダウンロードして使用してください。

西条市のホームページ<https://www.city.saijo.ehime.jp/>

◎HPトップ画面→「申請書ダウンロード」→「市民税課」

◎65歳以上の方の公的年金からの特別徴収について

4月1日現在65歳以上で公的年金を受給されており、一定の条件を満たす方は、年税額のうち公的年金所得に対応する税額は公的年金から特別徴収（年金天引き）されます。

今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、公的年金所得にかかる税額の半分を6月・8月の2回に分けて納税義務者ご本人に直接納付していただき、残りの税額を10月・12月・2月の3回に分けて公的年金から特別徴収（年金天引き）します。

公的年金からの特別徴収に該当する方には、6月に公的年金所得分の税額通知書をご本人にお送りしています。従業員様からお問い合わせがあった場合は、ご説明いただきますようお願いいたします。